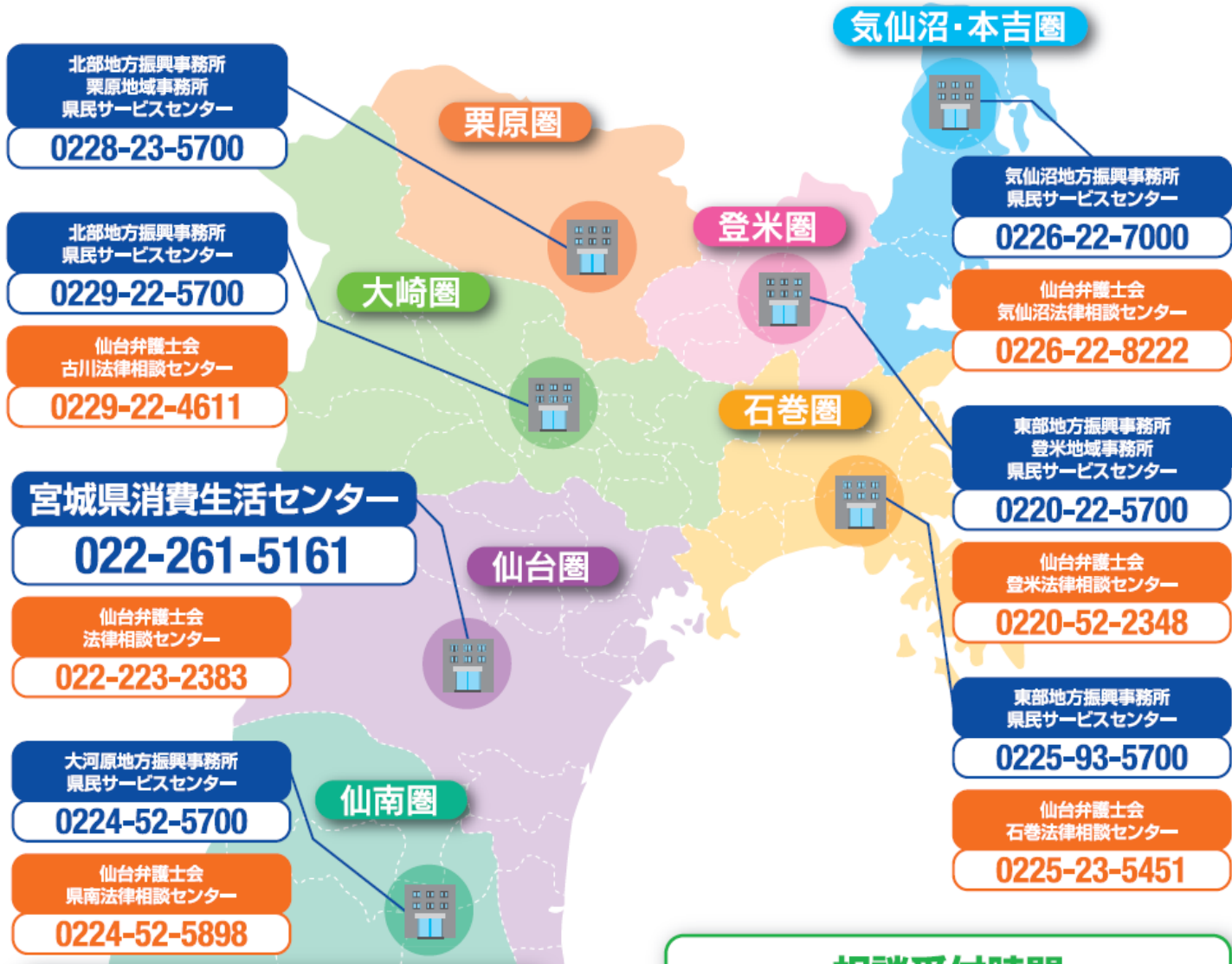


困ったとき、わからないときは…

消費生活センター 県民サービスセンター

相談 しよう!



消費者ホットライン
188 (嫌や!)
お住まいの地域でその日相談できる窓口につながります。
その他、市町村でも消費生活相談窓口を設置しています。

警察相談専用電話
#9110

相談受付時間

宮城県消費生活センター
平日:9:00~17:00 土日:9:00~16:00
※祝日・年末年始はお休みです。

各地方振興事務所県民サービスセンター
平日:9:00~16:00
※土日祝日年末年始はお休みです。

宮城県消費生活センターのホームページから、
本情報誌のバックナンバーをご覧ください。
<http://www.pref.miyagi.jp/soshiki/syoubun/miyaginojoho.html>



本情報誌についてのお問合せは、宮城県消費生活・文化課相談啓発班まで (電話 022-211-2524)

みやぎの消費生活情報

Information on Consumer Affairs of MIYAGI

INDEX

- ◆消費生活センターに相談しましょう！
- ◆身に覚えのない高額請求?! 子どものオンラインゲーム利用料だった
- ◆奨学金の借りすぎに注意
- ◆高齢者の消費者トラブルをみんなで防ごう！



消費生活センターに相談しましょう！

皆さんは「消費生活センター」をご存じですか？

消費生活センターは、消費者と事業者との間に発生した商品やサービスの契約に関するトラブルや、製品事故、借金などの消費生活に関する相談を受け付けている行政機関です。専門の相談員がトラブルを解決するための助言やお手伝いをしています。電話はもちろん、対面での相談も受け付けています。**相談は無料**なので、**不安なことや困ったことがあったときは、1人で悩まず相談しましょう！**



消費生活センターを活用してください

< 出前講座 >

県消費生活センターの相談員が、皆さんのところに伺い、消費生活センターへ実際に寄せられた相談をもとに、最新の消費者トラブルや被害に遭わないためのポイントなどをお話しします。

講座は無料です！開催希望日の1ヵ月前までにお電話で申込をお願いします。日程の調整を行います。



< 啓発資材を提供します >

DVD・パネルの貸出やリーフレットの配付などを行っています。**貸出や配付は無料**です！在庫を確認しますので、お電話でお問合せください。

- DVD等のレンタル期間
概ね1～2週間
- リーフレットの配付枚数
概ね100枚まで



©宮城県・旭プロダクション

★宮城県消費生活センター★

ご相談は **022-261-5161**

出前講座やリーフレットの申込みは **022-211-2524**



身に覚えのない高額請求?! 子どものオンラインゲーム利用料だった

「クレジットカード会社から身に覚えのない請求が届いたので確認すると、子どもが黙ってクレジットカードでオンラインゲームのアイテムを購入していたことが分かった」などのオンラインゲームに関する相談が後を絶ちません。高額な請求を受けるケースも見られます。



クレジットカードの明細で、15万円もの高額な請求があることがわかった。小学生の息子がオンラインゲームで有料コインを購入したらしい。先日、オンラインゲームの登録に700円が必要だと頼まれ、決済のために母親のクレジットカード番号を入力した。その後、そのクレジットカード番号で有料アイテムを次々に買ったようだ。

★アドバイス★

- 以前にクレジット決済のために親が入力したクレジットカード番号の情報が有効になっていて、子どもが自分で番号を入力しなくても、オンラインゲームに課金が出来てしまうケースなどが見られます。クレジットカード番号の管理には十分注意しましょう。
- 通信契約していないスマートフォンでも、自宅や飲食店のWi-Fi経由でインターネットにつながり、簡単にクレジット決済できてしまうことがあります。子どもが予測できないパスワードを設定するなど、対策を講じましょう。
- オンラインゲームは料金体系や決済方法が多様化しています。周りの大人はオンラインゲームの仕組みについて理解し、ゲーム機のペアレンタルコントロール機能を使って使用を制限したり、ゲームの遊び方やルールについて、子どもと話し合い、決めておくようにしましょう。
- 困ったときはお住まいの地域の消費生活相談窓口へご相談ください。



奨学金の借りすぎに注意

平成29年度から、日本学生支援機構の奨学金制度に給付型が加わる予定です。しかし、「家計支持者が住民税非課税」が条件など、貸与型よりも厳しい条件があるため、これまでどおり貸与型を利用する方も多いと思われます。

「周りの友達も借りているから、自分も借りておこう」などと、必要がないのに奨学金を借りようとしていませんか? 貸与型奨学金は、借金です!!

返済できないとどうなる?

1. 3か月滞納すると、信用情報機関に登録される。
→スマートフォンの分割払いや、クレジットカードの発行・利用ができなくなる。車や住宅ローンなどが組めなくなる。
 2. その後も滞納すると、債権回収業者から督促を受ける。
自宅への訪問や、勤務先へ電話がある。
 3. それでも応じないと、裁判所から支払督促が届く。
- どうしても返済できず、自己破産してしまう人も…。

貸与型奨学金を利用する際は、卒業後に返済の目処が立つよう、借りすぎに注意しましょう。



★ 返済困難になったら、返済先にまず相談! (期限の猶予や減免など、救済措置があることも) お住まいの地域の消費生活相談窓口でも相談を受け付けています。

高齢者の消費者トラブルをみんなで防ごう！



必要のない住宅リフォームなどを契約させる点検商法や、宝石などを安値で買い取っていく訪問購入など、高齢者の消費者トラブルについての相談が依然として多く寄せられています。

悪質業者は、高齢者の3つの大きな不安「健康」「お金」「孤独」につけ込み、大切な財産を狙ってきます。

トラブルや被害を防ぐためには、家族やホームヘルパーなど、周囲の方の協力が不可欠です。高齢者を見守って変化に「気付き」、「声かけ」をし、「相談につなぐ」ことが重要です。

1. 見守りから相談までの流れ

- (1) 日頃から高齢者の住宅・居室の様子、言動や態度に変化や不審な点がないか気をつけましょう。(下記チェックリスト参照)
- (2) 少しでも変化に気づいたら高齢者本人に声をかけ、経緯などを確認しましょう。決めつける言葉やとがめる言い方は避け、高齢者の意思を尊重し、話を引き出すよう心掛けましょう。



「何か困っていませんか？」
「その会社、信用できるか一緒に調べてみない？」
「心配だから私にも教えて」など



- (3) トラブルや被害にあっているとわかったら、すぐにお住まいの地域の消費生活相談窓口で相談しましょう。家族やホームヘルパー、地域包括支援センターなどを通して相談することができます。

2. トラブルを防止するための日頃の備え

- (1) 地域の見守り活動や、成年後見制度の利用も検討しましょう。
- (2) 通話録音装置などの新しい「防犯アイテム」を利用する方法もあります。
- (3) 認知症等の症状がみられる場合は、早めに病院を受診しましょう。

“見守り”と“気づき”のためのチェックリスト

居室・居室の様子

- 不審な契約書、請求書などの書面や、宅配業者の不在通知などはないか。
- 不審な健康食品やカニなどの海産物がないか。
- 新品のふとんや消火器など、同じような商品が大量にないか。
- 屋根や外壁、電話機周辺などに不審な工事の形跡が見られないか。
- 通信販売のカタログやダイレクトメールなどが大量にないか。
- 複数社から配達された新聞や景品類などがないか。
- 不審な業者が出入りしている形跡はないか。

高齢者本人の言動や態度など

- 電話口で困っていたり、不審なやり取りをしていないか。
- 生活費が不足するなど、お金に困っている様子はないか。
- 預金通帳などに不審な出金の記録はないか。



高齢者の消費者トラブルを防ぐのは、家族や地域の皆様の見守りです！

